

3 取引相場のない株式等の評価（類似業種比準方式の見直し）

取引相場のない株式等の評価する際の類似業種比準方式の算式について、次のとおり改正した。

- 1 類似業種の株価について、現行に課税時期の属する月以前2年間平均を加える。
- 2 類似業種の配当金額、利益金額及び純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）について、連結決算を反映させたものとする。
- 3 配当金額、利益金額及び純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）の比重について、1：1：1とする。

（評価通達 180、182、183-2、189-3、194-2、明細書通達=改正）

1 従来 of 取扱い

取引相場のない株式等の評価する際の類似業種比準方式は、評価会社の事業内容と類似する業種目の上場会社の平均株価等を基として、次の算式により評価する方式である。

（改正前の算式）

$$A \times \left(\frac{\frac{B}{B} + \frac{C}{C} \times 3 + \frac{D}{D}}{5} \right) \times 0.7 \text{ (注)}$$

「A」＝類似業種の株価
「B」＝類似業種の1株当たりの配当金額
「C」＝類似業種の1株当たりの利益金額
「D」＝類似業種の1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）

「B」＝評価会社の1株当たりの配当金額
「C」＝評価会社の1株当たりの利益金額
「D」＝評価会社の1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）

（注）0.7は、中会社の場合は「0.6」、小会社の場合は「0.5」

この算式における類似業種の株価は、課税時期の属する月以前3か月の各月の類似業種の株価のうち最も低いものとするが、納税義務者の選択により、類似業種の前年平均株価によることができることとしていた。

また、類似業種の1株当たりの配当金額、利益金額及び純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）（以下これらを併せて「類似業種の比準要素」という。）については、評価通達183（（評価会社の1株当たりの配当金額等の計算）の定め）に準じて、法人税等の数値に基づき算出することとしていた。

2 通達改正の概要

(1) 類似業種の株価

従来から、類似業種の株価については、類似業種比準価額の計算において、上場会社の株価の急激な変動による影響を緩和する趣旨から、一定の選択肢を設けていたところであるが、

最近の株価の動向を踏まえると、株価の急激な変動を平準化するには、2年程度必要と考えられること及び現行においても課税時期が12月の場合には、前年平均株価の計算上、前年の1月までの株価を考慮しており、実質的に2年間の株価を考慮していることから、課税時期の属する月以前2年間の平均株価を選択可能とした。

(注) 類似業種の株価については、1株当たりの資本金等の額(法人税法((定義)第2条16号に規定する「資本金等の額」をいう。以下同じ。)を50円として計算した金額によることとしていたが、次の(2)「類似業種の比準要素の計算」と同様に、1株当たりの資本金の額等(「資本金の額及び資本剰余金の額の合計額から自己株式の額を控除した金額」をいう。以下同じ。)を50円として計算した金額によることとした。

(2) 類似業種の比準要素の計算

上場会社については、連結決算に係る財務情報を公表することが原則義務付けられており、投資判断に当たりその情報も重視されて株価の形成要素となっていると考えられることから、より適切な時価を算出するため、類似業種の比準要素の数値について、連結決算を反映させることとした。

この場合、上場会社は、原則として監査義務が課されており、利益計算の恣意性は排除されていることを考慮し、類似業種の比準要素については、財務諸表の数値を基に計算することとした上で、連結決算を行っている場合には、その数値を反映させたものとする事とした。

具体的には、類似業種の1株当たりの利益金額については、市場において当期純利益が株価の分析対象とされていること及び課税所得金額が税引前当期純利益に基づき計算されていることとのバランスから、税引前当期純利益(連結決算を行っている場合には税金等調整前当期純利益)を基に計算することとした。

また、類似業種の1株当たりの純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)(以下「簿価純資産価額」という。)については、企業会計上の純資産が資産と負債の差額に基づく概念であることを踏まえ、財務諸表における資産と負債の差額である純資産の部の合計額を基に計算することとした。

(注1) 類似業種の比準要素の数値の算出に当たっては、配当金額等を発行済株式数で除した1株当たりの金額に基づき計算している。この発行済株式数は、1株当たりの資本金等の額が50円以外の場合には1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数により計算することとしていたところ、類似業種の比準要素について連結決算を反映させるため、財務諸表に基づく数値とすることとのバランスから、1株当たりの資本金の額等が50円以外の場合には、1株当たりの資本金の額等の金額を50円とした場合の発行済株式数に基づき計算することとした。

(注2) 非上場会社である評価会社には、原則として、上場会社のような監査義務は課されておらず、利益計算の恣意性を排除し、評価会社の株式を同一の算定基準により評価することが合理的であることに鑑み、納税者利便の観点から、評価会社の1株当たりの配当金額、利益金額及び簿価純資産価額については、従来どおり法人税等の数値に基づき計算することに留意する。

(3) 配当金額、利益金額及び簿価純資産価額の比重

類似業種比準方式における3つの比準要素である配当金額、利益金額及び簿価純資産価額の比重は、平成12年の評価通達改正以前においては、株価形成に与える影響度が等しいも

のとして取り扱っていたが、平成 12 年の評価通達の改正時に、上場会社のデータに基づき検証作業等を行ったところ、これらの要素の比重を 1 : 3 : 1 とした場合が最も適正に株価の算定がなされると認められたことから、この比重により計算することとしたものである。

今般、平成 12 年の評価通達の改正時と同様に、上場会社のデータに基づき、個別の上場会社について、これらの要素の比重をどのようにすると最も当該上場会社の株価に近似する評価額を導くか、それぞれの要素の比重を変えて検証作業を行った。

その結果、1 : 1 : 1 という比重が最も実際の株価と評価額との乖離が少なく、適正に「時価」が算出されると認められたことから、これを踏まえて類似業種比準方式の算式を改正した。

以上の評価通達の改正により、類似業種比準方式の算式は以下のとおりとなった。

(改正後の算式)

$$A_{(注1)} \times \left(\frac{\frac{\textcircled{B}}{B} + \frac{\textcircled{C}}{C} + \frac{\textcircled{D}}{D}}{3} \right) \times 0.7_{(注2)}$$

(注 1) 課税時期以前 3 か月の各月の平均株価のうち最も低い株価による。ただし、納税義務者の選択により、類似業種の前年平均株価又は課税時期以前 2 年間の平均株価を採用することができる。

(注 2) 0.7 は、中会社の場合は「0.6」、小会社の場合は「0.5」

3 類似業種比準方式の見直しに伴う改正

類似業種比準方式における算式の改正に伴い、株式保有特定会社の株式の評価における S₁ の金額を計算する場合の算式及び医療法人の出資の評価における算式について、それぞれ同様に改正した。